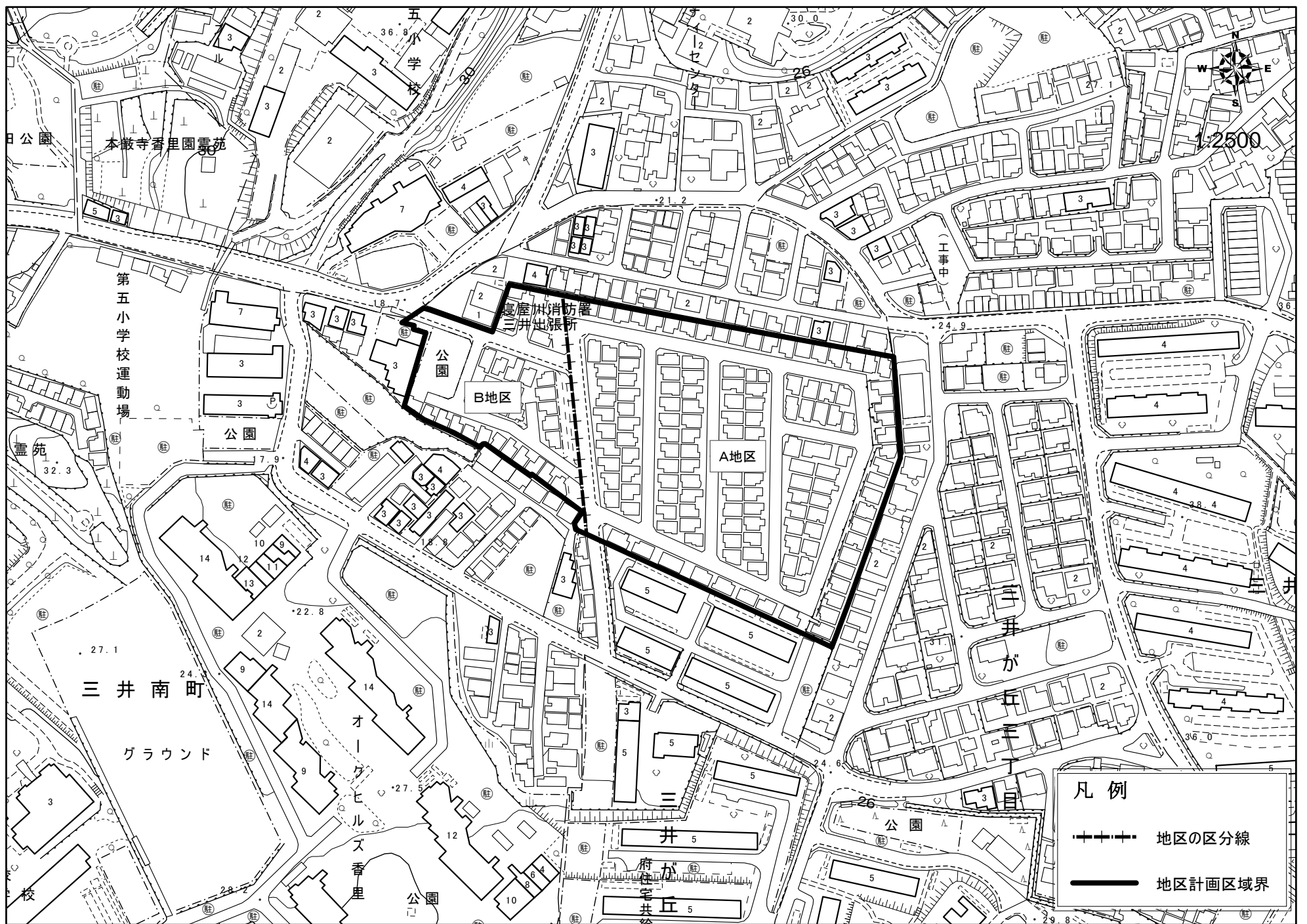


寝屋川市 三井南町地区 地区計画図



三井南町地区地区計画区域内における建築物等の建築制限

名称	三井南町地区 地区計画	地区の区分の名称	A地区	B地区
位置	寝屋川市三井南町地内	地区の区分の面積	約 2.1ha	約 0.6ha
面積	約 2.7ha	建築物の用途制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法(以下「法」という。)別表第2(イ)項第1号で定めるもののうち一戸建て専用住宅 (2) 法別表第2(イ)項第2号で定めるもののうち一戸建て兼用住宅(法施行令(以下「令」という。)第130条の3に規定するもの) (3) 法別表第2(イ)項第4号で定めるもの (4) 法別表第2(イ)項第5号で定めるもの (5) 法別表第2(イ)項第8号で定めるもの (6) 法別表第2(イ)項第9号で定めるもの (7) 前各号に掲げる建築物に附属するもの(令第130条の5で定めるものを除く)	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	建築物等の制限に関する事項	建築物の高さの制限	建築物の高さ(地盤面からの高さによる。)は、10メートルを超えてはならない。ただし、階段室、昇降機塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。
	土地利用の方針		壁面の位置の制限	建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は高さ2メートルを超える門柱又は高さ2メートルを超える門若しくはへいは、道路境界線からしくはへいは、道路境界線から0.5メートル以上後退しなければならない。ただし、地階は除く。
	地区施設の整備の方針		かき又はさくの構造の制限	道路に面するかき又はさくの構造は生け垣等とする。ただし、宅地地盤面より高さ0.6メートル以下の腰積みを併設することを妨げない。
	建築物等の整備の方針		建築物の敷地面積の最低限度	100㎡

平成 16 年 12 月 13 日
寝屋川市告示第 228 号

[注]本図は、地区計画の区域及び区域内における制限等を示すものであり、その他の都市計画等、詳細については寝屋川市都市計画室にお問い合わせください。

平成26年5月2日寝屋川市都市計画室
※許可なく複製、転載を禁じます。